

2015年6月10日

職長・技能者支援のための『青木あすなろマイスター制度』を新設  
～報奨金最大40万円を支給～

青木あすなろ建設株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：上野康信）は、作業所の安全・品質の確保、職長および技能者の処遇改善や育成を目的として、同社の作業所で働く優秀な職長および技能者を「青木あすなろマイスター」として認定する『青木あすなろマイスター制度』を新設しました。

同社の作業所に勤務する職長および技能者のうち公的資格を有するなどの条件をクリアし、本店の審査・選考・承認によって「青木あすなろマイスター」に認定された職長および技能者に、作業日数に応じ1日当たり2,000円、四半期で最大10万円、年間で最大40万円の報奨金を支給するものです。

「青木あすなろマイスター」は毎年度認定を行い、協力会社からの申請を受け、本店の審査・選考・承認によって決定します。有効期間は1年間とし、年度ごとに更新・見直しを実施する予定としています。

対象職種は全国の作業所で協力会社が施工するすべての職種を対象とし、本年7月1日から運用を開始する予定であり、最大100名の認定を想定しています。

『青木あすなろマイスター制度』の運用により、作業所の活性化はもとより、職長および技能者のモチベーションアップと、若い技能労働者の建設業界への入職・定着の一助となることを期待しています。今後も協力会社と協力して、建設業界の待遇改善に努めてまいります。

以上